

業務仕様書

1 業務名

令和 7 年度小型家電等収集運搬業務

2 業務内容

札幌市（以下「委託者」という。）は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づき、市有施設において、家庭で使用済みとなった小型電子機器等（以下「小型家電」という。）を回収している。

受託者は、委託者が回収した小型家電を収集し、委託者が指定する認定事業者の施設に運搬し引き渡す。

3 業務履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 回収予定量

74,000kg/年

（ただし、回収予定量は推計値であるため変動する可能性がある。）

5 回収予定場所

別紙 1 のとおり

（ただし、回収場所は契約途中で変更になる場合がある。）

6 作業要領

(1) 収集作業

ア 業務日

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）を除く毎日とし、年間 243 日を基準とする。ただし、委託者は、下記(5)のとおり臨時収集作業を指示する場合がある。

イ 作業内容

（ア）受託者は、委託者が上記 5 の施設で回収し、別紙 2 のとおり分別して保管する小型家電を収集する。小型家電はフレコンバッグに入れて保管しているため、フレコンバッグごと収集し、委託者が別途用意するフレコンバッグと交換すること。

（イ）区役所については、小型充電式電池等が含有された小型家電をペール缶で回収しているので、ペール缶ごと収集し、委託者が別途用意するペール缶と交換すること。

（ウ）各地区リサイクルセンター及びリサイクルプラザ宮の沢については、一般社団法人 J B R C の回収対象外となっている小型充電式電池をペール缶で回収しているので、ペール

缶ごと収集し、委託者が別途用意するペール缶と交換すること。

ウ 備考

破碎工場で回収した小型家電を収集するときは、委託者の指示に従い計量し、重量を記録する。

(2) 分別作業

ア 業務日

上記(1)アと同日

(ただし、委託者は受託者と協議の上、業務に従事すべき日を変更することができる。)

イ 作業内容

(ア) 収集した小型家電等のうち、未分別の小型家電以外の小型家電が、別紙 2 (1)～(5)に分別されているか確認し、分別に誤りがある場合は適切に分別する。なお、別紙 2 (5)に分別された小型家電に、電池・バッテリー類が取り外されずに分別されているときは、電池・バッテリー類を取り外すこと。

(イ) 収集した小型家電等のうち、未分別の小型家電は別紙 2 (1)～(5)に分別する。なお、未分別の小型家電に、電池・バッテリー類が取り外されずに回収された小型家電が混入しているときは、電池・バッテリー類を取り外すこと。

(ウ) 収集した小型家電等に別紙 3 に掲げる回収対象外品目が混入しているときは、別紙 4 のとおり分別し、委託者に引き渡す。

(3) 引渡し作業

ア 業務日

上記(1)アと同日

(ただし、委託者は受託者と協議の上、業務に従事すべき日を変更することができる。)

イ 作業内容

(ア) 収集作業で収集した小型家電を、委託者が指定する引渡し場所（札幌市内または札幌市域から 10km 圏内に所在する施設）に搬入する。

(イ) 搬入の際は、引渡し場所の計量所において計量を行い、計量票の交付を受ける。

(ウ) 引渡しの際は、引渡し場所の作業員の指示に従い、小型家電をフレコンバッグごと引き渡し、作業完了後に前回以前の引渡しに使用したフレコンバッグの返却を受ける。なお、返却を受けたフレコンバッグは再利用すること。

ウ 備考

上記(1)アの業務日が引渡し場所の休業日に該当する場合は、委託者が指示する保管場所に分別して保管し、引渡し場所の翌営業日に引渡し作業を行うこと。

(4) 返却作業

ア 業務日

(ア) 引渡し先からの返却日

上記(3)アと同日

(ただし、委託者は受託者と協議の上、業務に従事すべき日を変更することができる。)

(イ) 委託者への引渡し日

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月31日～1月3日）を除く日

(ただし、委託者は受託者と協議の上、業務に従事すべき日を変更することができる。)

イ 作業内容

委託者の指示に従い、引渡し作業を行う際に、引渡し先から委託者が引き渡した小型家電に含まれた異物や回収対象外品目の返却を受け、別紙4のとおり分別し、指定の方法により委託者に引き渡す。

(5) 臨時収集作業

上記(1)アに定める業務日のほか、委託者が指定する日に、委託者が指定する回収場所から小型家電を収集し、別途委託者が指定する保管場所に分別して保管する。なお、本作業で収集した小型家電は、引渡し場所の翌営業日に引渡し作業を行うこと。(ただし、委託者は受託者と協議の上、業務に従事すべき日を変更することができる。)

7 履行報告及び履行検査

(1) 履行報告

受託者は、上記6の作業終了後、作業報告書（別紙5）を作成し、引渡し場所において発行された計量票を添付して委託者に報告すること。また、破砕工場で回収した小型家電を収集した際に記録した重量を、破砕工場にも報告すること。

(2) 履行検査

受託者は、毎月業務実施報告書（完了届）を作成し、委託者に提出し検査を受けること。

8 作業用機材

(1) 使用車両

収集運搬作業に使用する車両は、受託者が用意する。なお、原則として、箱型トラックを使用することとし、事前に使用車両届（別紙6）により届け出ることとする。

(2) その他

委託者が用意する物品以外の作業に必要な機材・物品（収集作業に使用する台車、分別作業に使用するドライバー、異物等の引渡し作業に使用するビニール袋、絶縁用のテープ等）は、受託者が用意する。

9 収集の調整

(1) 収集頻度

上記 5 の各回収予定場所の定期的な収集頻度は概ね次のとおりとするが、各施設における回収状況によって、適切な収集頻度に調整すること。

ア 地区リサイクルセンター、リサイクルプラザ宮の沢、環境局循環型社会推進課、区役所
週 2 ～ 3 回程度

イ 篠路破碎工場、駒岡破碎工場、発寒破碎工場
週 1 ～ 2 回程度

(2) 収集計画の作成

受託者は、各回収予定場所の回収計画を作成し、契約後速やかに委託者に提出すること。

(3) 年末年始の収集計画

年末年始時期においては、施設と引渡し先の営業日を確認した上で、回収の計画を立てること。

(4) 回収依頼への対応

上記(1)の定期的な収集のほか、委託者が回収を依頼したときは、翌日中に収集すること。

10 作業上の注意事項

(1) 作業が著しく遅滞したり、その他作業上の問題が生じた場合は、速やかに委託者に連絡し指示を受けること。

(2) 使用車両は常に清潔を保持するとともに、常に整備点検を行う適正に維持管理すること。

(3) 積雪期は、使用車両にスコップ・スノーヘルパー・チェーン等を装備し、円滑な運行の確保に努めること。

(4) 委託者が受託者の作業用機材を点検し、不備と認めるものについては、受託者の費用負担によりその不備事項を改善しなければならない。

(5) 処理施設への搬入時及び計量時には、他の収集運搬車両等に留意しながら、誘導灯（員）の指示に従わなければならない。

(6) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）等関係法令を遵守し、交通事故の防止を図ること。

(7) 業務の実施に際しては、当該業務の効率的実施と公共性を十分に認識し、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

ア 業務の実施に際しては、作業従事者の服装を常に清潔に保ち、市民に対しては常に親切でいねいに接し、言動・態度等において市民の信頼を損なうことのないようにすること。

イ 業務の履行に関して、第三者から金品を受領しないこと。

ウ 市民の財産その他に損害を与えないようにすること。

エ 通行人等に危険を及ぼさないよう、また、交通の妨げとならないよう特に注意するとと

もに、ごみの飛散を防止すること。

- (8) 受託者は業務上知りえた情報を漏らしてはならない。また、受託者が業務上知りえた情報等について、受託者は漏えいや盗難、滅失、毀損、その他の事故を防止するための安全措置を講じるほか、秘密保持に関して必要な措置を講じるものとする。特に、本業務では、パソコン、携帯電話や記憶媒体類（SDカード、ハードディスク等）といった個人情報を含む機器を取り扱うことから、受託者は個人情報の保護に十分に努めること。
- (9) 受託者は、業務を実施するにあたって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）、小型家電リサイクル法及びその他関係法令等を順守すること。

11 労働災害・事故対策

受託者は、業務の履行に際して以下の事項を遵守し、労働災害・交通事故等の防止に努めなければならない。

- (1) 作業中に交通事故あるいは作業事故が生じた場合は適切な措置をとるとともに、ただちに口頭で委託者に報告し、すみやかに書面による事故報告書を提出すること。
- (2) 事故が生じたときは、受託者は関係者に対し、誠意を持って対応するとともに、事故により生じた一切の責任を負担するものとする。
- (3) 事故防止については、十分留意の上、従事者の教育に努めること。
- (4) 業務に使用する車両等は、受託者の負担により、車両毎に任意保険を契約しなければならない。
- (5) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及びその他関連法令に定めるところにより、自己の従業員に対する安全及び衛生についての対策、福利厚生並びに研修等について、適正に実施しなければならない。特に、安全衛生対策の実施に当たっては、委託者の指導に従い、作業の安全に努めなければならない。

12 環境負荷の低減に関すること

環境負荷の低減に関し、次のように定める。

- (1) 本役務の履行においては環境負荷の低減に努めること。
- (2) 自動車を使用する役務について
 - ア 極力低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。
 - イ 環境に負荷の少ない運転をすること。
 - (ア) 急発進、急加速、空ふかしをしないこと。
 - (イ) 適正な空気圧、経済速度で走行すること。
 - (ウ) 不要な荷物、道具類は積まないこと。
 - ウ アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に努めること。
 - (ア) 駐停車して自動車を離れるときは、エンジンを止めること。

(イ) 長時間駐停車しているときは、エンジンを止めること。

(ウ) 必要以上の暖気運転及び冷暖房のためのアイドリングを自粛すること。

13 その他

本仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関する事柄については、委託者と受託者の協議の上で決定することとする。

回収場所

施設名称	所在地
北地区リサイクルセンター	北区あいの里 2 条 6 丁目 1 - 10 (廃棄物空気輸送センター内)
厚別地区リサイクルセンター	厚別区厚別東 3 条 1 丁目 1 - 10 (リユースプラザ内)
中央地区リサイクルセンター	南区南 30 条西 8 丁目 7 - 1 (中央清掃事務所敷地内)
西地区リサイクルセンター	西区二十四軒 4 条 1 丁目 5 JR 高架下 (リサイクルプラザ二十四軒サテライト内)
リサイクルプラザ宮の沢	西区宮の沢 1 条 1 丁目 1 - 10 (ちえりあ 1 F)
環境局循環型社会推進課	中央区北 1 条西 2 丁目 (札幌市役所本庁舎 12 階南側)
北区役所	北区北 24 条西 6 丁目
東区役所	東区北 11 条東 7 丁目 1
篠路破碎工場	北区篠路町福移 153
駒岡破碎工場	南区真駒内 602
発寒破碎工場	西区発寒 15 条 14 丁目

小型家電の分別・保管区分

仕様書 6 (1)イ及び 6 (2)イについて、小型家電の分別・保管区分を次のとおり定める。

- (1) 携帯電話・スマートフォン
- (2) ノート型パソコン・タブレット端末
- (3) デスクトップ型パソコン（ディスプレイ（モニター）一体型パソコンを含む）
- (4) 上記(1)～(3)以外の電池含有家電

主電源として電池・バッテリー類を内蔵する家電製品のうち、電池・バッテリー類を容易に除去することができない小型家電を対象とし、次のような家電製品を想定する。

電気シェーバー、電動歯ブラシ、携帯スピーカー・ワイヤレスイヤホン、理容機器、美容機器、ポータブル掃除機、時計、無停電電源装置（UPS）など

- (5) 上記(1)～(4)以外の小型家電
- (6) 未分別の小型家電

引渡し対象外品目

仕様書 6 (2)イ及び 6 (4)イについて、引渡し対象外品目を次のとおり定める。

- (1) 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）（以下「家電リサイクル法」）第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用器具（液晶・プラズマ・ブラウン管テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）
- (2) 家電リサイクル法第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用器具以外のテレビ（プロジェクションテレビ、ポータブル液晶テレビ等）
- (3) パソコン用モニター（CRT ブラウン管、薄型液晶等パソコン用モニターすべて）
- (4) 木製の小型家電（スピーカー、こたつ、木製時計等）
- (5) 布製の小型家電（電気毛布、電気カーペット、電気あんか等）
- (6) フロンを含有する小型家電（フロンを使用する除湿機、冷風機、ウォータークーラー等）
- (7) 温水洗浄機付便座、電動鼻水吸引器等の不衛生な機器類
- (8) 記録媒体（SD カード、USB メモリ、ビデオテープ、カセットテープ、CD、DVD、ブルーレイディスク等）
- (9) 電池、バッテリー
- (10) モバイルバッテリー
- (11) 電子たばこ、加熱式たばこ
- (12) 蛍光管、電球、ガスボンベ
- (13) インクカートリッジ、トナーカートリッジ
- (14) 液体類（灯油・不凍液等の可燃性の液体、洗車機・電気ポット等の液体）
- (15) 残さ類（炊飯器・電気ポット・電子レンジ等の密閉された調理器具内の食品残さ等、掃除機内のごみ、シュレッダー断裁の紙、鉛筆の削りカス等）
- (16) 店舗や事務所等の事業所から排出された電子機器等
- (17) 梱包材（段ボール、ビニール袋等）
- (18) その他小型家電でないもの

異物等の引渡し方法

仕様書 6 (2)イ及び 6 (4)イについて、収集した小型家電に混入していた回収対象外品目や、引渡し場所から返却を受けた異物等は、下表のとおり分別し、指定の方法で引き渡すこと。

分別	引渡し方法	搬入先	備考
・家電 4 品目	特に梱包等はない。	東清掃事務所	メーカーでリサイクル
・生ごみ	ビニール袋等に入れる。	白石清掃工場	焼却処理
・ガラス・陶磁器等 ・蛍光管（割れたもの）	段ボール等に入れる。	山本処理場	埋立処理
・蛍光管（割れていないもの）	特に梱包等はない。	ごみ資源化工場敷地内保管場所	民間施設でリサイクル
・筒型乾電池	土のう袋等に入れる。	ごみ資源化工場敷地内保管場所	民間施設でリサイクル
・小型充電式電池（JBRC 対象）	ペール缶等に入れる。	篠路破碎工場	JBRC でリサイクル
・小型充電式電池（JBRC 対象外）	ペール缶等に入れる。	白石清掃工場	焼却処理
・加熱式たばこ、電子たばこ ・ライター	ペール缶等に入れる。	篠路破碎工場	白石清掃工場に再搬（焼却処理）
・上記以外の可燃物・不燃物	フレコン等に入れる。	篠路破碎工場	破碎処理

※小型充電式電池にはモバイルバッテリーを含む。

※小型充電式電池の絶縁方法は、一般社団法人 JBRC「小型充電式電池のリサイクル回収依頼時の安全処理方法（事例）」によること。

※搬入先は整備期間等により変更する場合がある。

令和7年度小型家電収集運搬業務 作業報告書

令和 年 月 日 () 天候 ()

小型家電収集運搬業務について、以下のとおり
報告します。

報告者	
報告先	札幌市環境局環境事業部 循環型社会推進課

1 収集運搬作業

車両番号	運転手氏名	出発時間	帰着時間	走行距離
		:	:	km
		:	:	km

(1) 収集量

回数	車両番号	搬入時間	収集個所数	搬入フレコン数	搬入量
		:	カ所	個	kg
		:	カ所	個	kg
		:	カ所	個	kg

(2) 回収場所 (回収を行った場所に✓をつけること)

☒	回収場所	☒	回収場所
	札幌市役所本庁舎		北区役所
	北地区リサイクルセンター		東区役所
	厚別地区リサイクルセンター		
	中央地区リサイクルセンター		
	西地区リサイクルセンター		
	リサイクルプラザ宮の沢		
	篠路破碎工場		
	駒岡破碎工場		
	発寒破碎工場		

【小型家電引渡計量票添付欄】

使用車両届

(あて先) 札幌市長

業者名

代表者

番号	登録番号	メーカー	車種	年式	車検有効期限	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

下記資料を添付して提出してください。

- 1 前面と斜め前からの写真（ナンバープレートが写っていること。）
- 2 車検証の写し